

# 合併契約書

一般社団法人京都産業会館（京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地。以下、「甲」という。）と一般財団法人京都染織会館（京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地。以下、「乙」という。）とは、合併に関し、次のとおり契約を締結する。

（存続団体並びに解散団体）

第1条 甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散するものとする。

（効力発生日）

第2条 合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、令和8年4月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（法人財産の承継）

第3条 乙は、平成8年3月31日現在の乙の貸借対照表を基礎とし、その資産、負債その他の権利義務等の一切を効力発生日において甲に承継するものとする。

(善管注意義務)

第4条 甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

(職員の承継)

第5条 甲は、合併に際し、乙の職員を承継しない。

(費用負担)

第6条 効力発生日以降において、乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

(合併条件の変更等)

第7条 本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産もしくは事業運営に重大な変動を生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

(本契約に定めのない事項)

第8条 本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、これを決定する。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、  
各1通を保有するものとする。

令和7年6月4日

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地

(甲) 一般社団法人京都産業会館

理事長 吉田 忠嗣



京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地

(乙) 一般財団法人京都染織会館

理事長 吉田 忠嗣

